松ケ浦荘ホームヘルパーステーション

（指定訪問介護・指定介護予防訪問介護相当サービス）利用料金表

【基本サービス費について】

訪問介護費

平常時間帯（午前8時～午後6時）

区分	負担割合 / サービス提供時間		基本単位（1回あたり） 1割	2割	3割
身体介護	20分未満		163	326	489
	20分以上30分未満		244	488	732
	30分以上1時間未満		387	774	1,161
	1時間以上		567	1,134	1,701
	1時間以上から【30分増す毎加算】		82	164	246
身体生活	「身体介護」から引き続き「生活援助」を行う場合【25分増す毎加算】	20分以上	65	130	195
		45分以上	130	260	390
		70分以上	195	390	585
生活援助	20分以上45分未満		179	358	537
	45分以上		220	440	660

訪問介護相当サービス費

平常時間帯（午前8時～午後6時）			**基本単位**
区分	対象	負担割合	1か月の提供回数**5回以上（Ⅰ）**
訪問型サービス Ⅰ、Ⅳ （週に１回程度）	要支援1・2 事業対象者	1割	1,176／月
		2割	2,352／月
		3割	3,528／月
区分	対象	負担割合	1か月の提供回数**9回以上（Ⅱ）**
訪問型サービス Ⅱ、Ⅴ （週に2回程度）	要支援1・2 事業対象者	1割	2,349／月
		2割	4,698／月
		3割	7,047／月
区分	対象	負担割合	1か月の提供回数**13回以上（Ⅲ）**
訪問型サービス Ⅲ、Ⅵ （週に2回を超える）	要支援2	1割	3,727／月
		2割	7,454／月
		3割	11,181／月
区分	対象	負担割合	1か月の提供回数**12回まで**
訪問型サービス （週に12回まで）	要支援1・2 事業対象者	1割	287／回
		2割	574／回
		3割	861／回
区分	対象	負担割合	20～45分の生活援助
訪問型サービス （20～45分の生活援助）	要支援1・2 事業対象者	1割	179／回
		2割	358／回
		3割	537／回
区分	対象	負担割合	45分以上の生活援助
訪問型サービス （45分以上の生活援助）	要支援1・2 事業対象者	1割	220／回
		2割	440／回
		3割	660／回
区分	対象	負担割合	短時間の身体介護
訪問型サービス （短時間の身体介護）	要支援1・2 事業対象者	1割	163／回
		2割	326／回
		3割	489／回

※上記「基本単位」は実際にサービスに要した時間ではなく、サービスを行うための介護給付費体系により計算されます。

※平常時間（午前8時～午後6時）以外は下記のとおり基本単位が割増となります。

夜間（午後6時～午後10時）　… 25％増

早朝（午前6時～午前8時）　… 25％増

深夜（午後10時～午前6時）　… 50％増

※体重が重い方や暴力行為が見られる方など、2人対応でのサービスとなる場合は、ご利用いただく方の同意のもと、通常の2倍の料金をご負担いただきます。

※サービス当日にキャンセルされる場合は、予定されていた基本単位の10％相当額をご負担いただきます。

松ケ浦荘ホームヘルパーステーション
（指定訪問介護・指定介護予防訪問介護相当サービス）利用料金表

【加算について】

項番	加算項目	単位区分	基本単位	
1	特定事業所加算Ⅰ	1回につき	通常料金の20%	
2	特定事業所加算Ⅱ	1回につき	通常料金の10%	
3	特定事業所加算Ⅲ	1回につき	通常料金の10%	
4	特定事業所加算Ⅳ	1回につき	通常料金の3%	変更
5	特定事業所加算Ⅴ	1回につき	通常料金の3%	
6	初回加算	1か月につき	200単位	
7	特別地域訪問介護加算Ⅰ	1回につき	通常料金の15%	
8	特別地域訪問介護加算Ⅱ	1回につき	通常料金の10%	
9	特別地域訪問介護加算Ⅲ	1回につき	通常料金の5%	
10	口腔連携強化加算	1か月につき	50単位	新規
11	緊急時訪問介護加算	1回につき	100単位	
12	生活機能向上連携加算Ⅰ	1か月につき	100単位	
13	生活機能向上連携加算Ⅱ	1か月につき	200単位	
14	認知症専門ケア加算Ⅰ	1日につき	3単位	
15	認知症専門ケア加算Ⅱ	1日につき	4単位	
16	介護職員処遇改善加算Ⅰ（R6年6月1日から）	合計単位数の	×24.5%	新規
17	介護職員処遇改善加算Ⅱ（R6年6月1日から）	合計単位数の	×22.4%	新規
18	介護職員処遇改善加算Ⅲ（R6年6月1日から）	合計単位数の	×18.2%	新規
19	介護職員処遇改善加算Ⅳ（R6年6月1日から）	合計単位数の	×14.5%	新規
20	介護職員処遇改善加算Ⅰ（R6年5月31日まで）	合計単位数の	×13.7%	
21	介護職員処遇改善加算Ⅱ（R6年5月31日まで）	合計単位数の	×10%	
22	介護職員処遇改善加算Ⅲ（R6年5月31日まで）	合計単位数の	×5.5%	
23	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（R6年5月31日まで）	合計単位数の	×6.3%	
24	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ（R6年5月31日まで）	合計単位数の	×4.2%	
25	介護職員等ベースアップ等支援加算（R6年5月31日まで）	合計単位数の	×2.4%	

	要件
1	「基準」に適合している指定訪問介護事業所が、指定訪問介護を行った場合に「基準」に掲げる区分に従い算定します。　※2.3.4との同時算定はしません。
2	「基準」に適合している指定訪問介護事業所が、指定訪問介護を行った場合に「基準」に掲げる区分に従い算定します。　※1.3.4との同時算定はしません。
3	「基準」に適合している指定訪問介護事業所が、指定訪問介護を行った場合に「基準」に掲げる区分に従い算定します。　※1.2.4との同時算定はしません。
4	「基準」に適合している指定訪問介護事業所が、指定訪問介護を行った場合に「基準」に掲げる区分に従い算定します。　※1.2.3との同時算定はしません。
5	「基準」に適合している指定訪問介護事業所が、指定訪問介護を行った場合に「基準」に掲げる区分に従い算定します。　※7.8.9との同時算定はしません。
6	新規ご利用いただく方・その他該当される方に訪問介護計画を作成し、サービスを実施した場合に算定します。
7	「基準」に定められている地域に所在する事業所が訪問介護を行った場合に算定します。 ※5との同時算定はしません。

8	「基準」に定められている地域に所在する事業所が訪問介護を行った場合に算定します。 ※5との同時算定はしません。
9	「基準」に定められている地域に居住している方に対して、通常の業務の地域を越えて、訪問介護を行った場合に算定します。　※5との同時算定はしません。
10	ご利用いただく方の口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関及び介護支援専門員に対して、当該評価の情報提供を行い、かつ他サービスで口腔関連の加算を算定していない場合に算定します。
11	介護支援専門員が必要と認め、居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を緊急的に行った場合に算定します。
12	訪問リハビリテーション事業所又は通所リハビリテーション事業所の医師、リハビリ等の専門職の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成・実施した場合に1月に限り算定します。 ※13との同時算定はしません。
13	サービス提供責任者が、訪問リハビリテーションに同行する等により、ご利用いただく方の身体状況等の評価を共同で行い、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成・実施した場合に3月に限り算定します。 ※12との同時算定はしません。
14	認知症のご利用いただく方に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※15との同時算定はしません。
15	認知症のご利用いただく方に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※14との同時算定はしません。
16	介護職員の処遇の改善等を実施している指定介護福祉施設がサービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。　※17.18.19との同時算定はしません。　（R6年6月1日から）
17	介護職員の処遇の改善等を実施している指定介護福祉施設がサービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。　※16.18.19との同時算定はしません。　（R6年6月1日から）
18	介護職員の処遇の改善等を実施している指定介護福祉施設がサービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。　※16.17.19との同時算定はしません。　（R6年6月1日から）
19	介護職員の処遇の改善等を実施している指定介護福祉施設がサービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。　※16.17.18との同時算定はしません。　（R6年6月1日から）
20	介護職員の処遇の改善等を実施している指定訪問介護事業所がサービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。　※21.22との同時算定はしません。　（R6年5月31日まで）
21	介護職員の処遇の改善等を実施している指定訪問介護事業所がサービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。　※20.22との同時算定はしません。　（R6年5月31日まで）
22	介護職員の処遇の改善等を実施している指定訪問介護事業所がサービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。　※20.21との同時算定はしません。　（R6年5月31日まで）
23	介護職員の処遇の改善等を実施している指定訪問介護事業所がサービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。　※24との同時算定はしません。　（R6年5月31日まで）
24	介護職員の処遇の改善等を実施している指定訪問介護事業所がサービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。　※23との同時算定はしません。　（R6年5月31日まで）
25	介護職員の処遇の改善等を実施している指定訪問介護事業所がサービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。　（R6年5月31日まで）

※「基準」とは、「別に厚生労働大臣が定める基準」をいいます。

松ケ浦荘ホームヘルパーステーション

（指定訪問介護・指定介護予防訪問介護相当サービス）利用料金表

【介護保険サービス外の利用料金について】

	項目	概要	利用料金
1	サービス提供地域外での サービス提供	サービス提供地域外でのサービスを提供する場合、要した交通費用の実費相当額をいただきます。 （サービス提供地域を超えた地点から片道１㎞毎）	50円／㎞
2	ご利用料金支払手数料 （マリンネット）	利用請求書に記載されている請求金額に引落手数料を加算して引落しさせていただきます。	100円+消費税